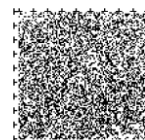


同和問題（部落差別）に関する
県民意識調査結果の概要

令和5年3月

和歌山県



1 調査の概要

調査目的

県民の同和問題（部落差別）に関する意識等の実態を把握し、これまで実施してきた施策の効果検証と今後の施策の方向性を導き出すための基礎資料とするために実施した。

調査対象

県内に在住の18歳以上の県民（令和4年4月1日現在）

調査実施時期

令和4年6月1日（水）～6月30日（木）

調査方法

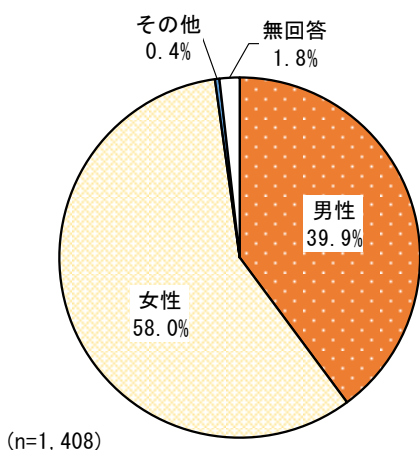
郵送による調査票の配付・回収（WEBでの回答も可能とした。）

有効回答数

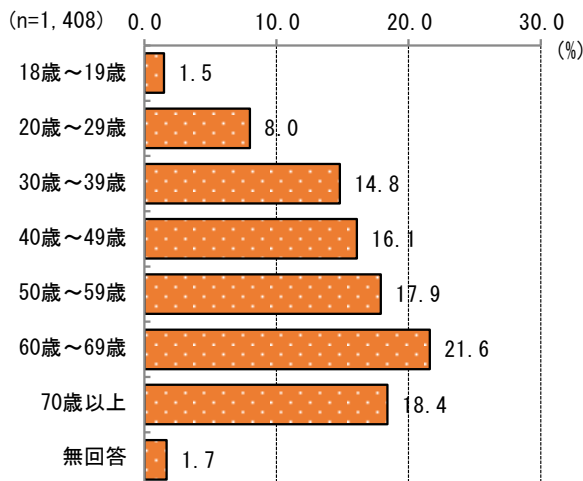
実発送数 2,911人
有効回答数（率）1,408件（48.4%）[うちWEB回答291件（10.0%）]

2 回答者の属性

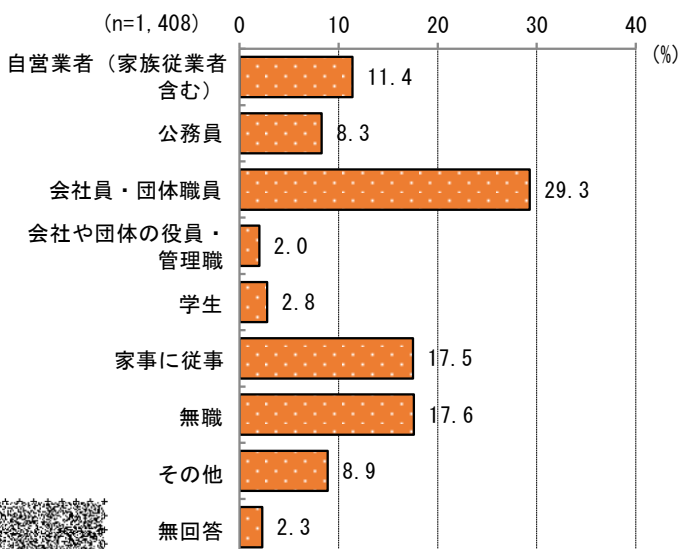
性別



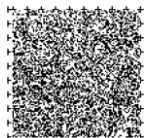
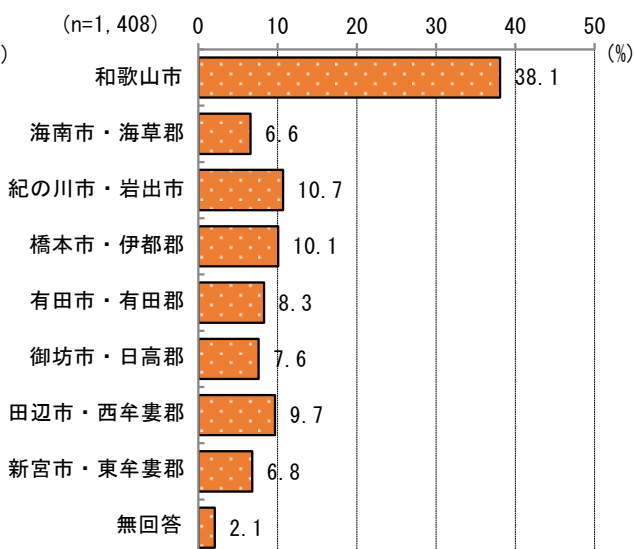
年齢



職業



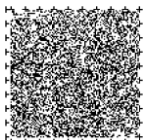
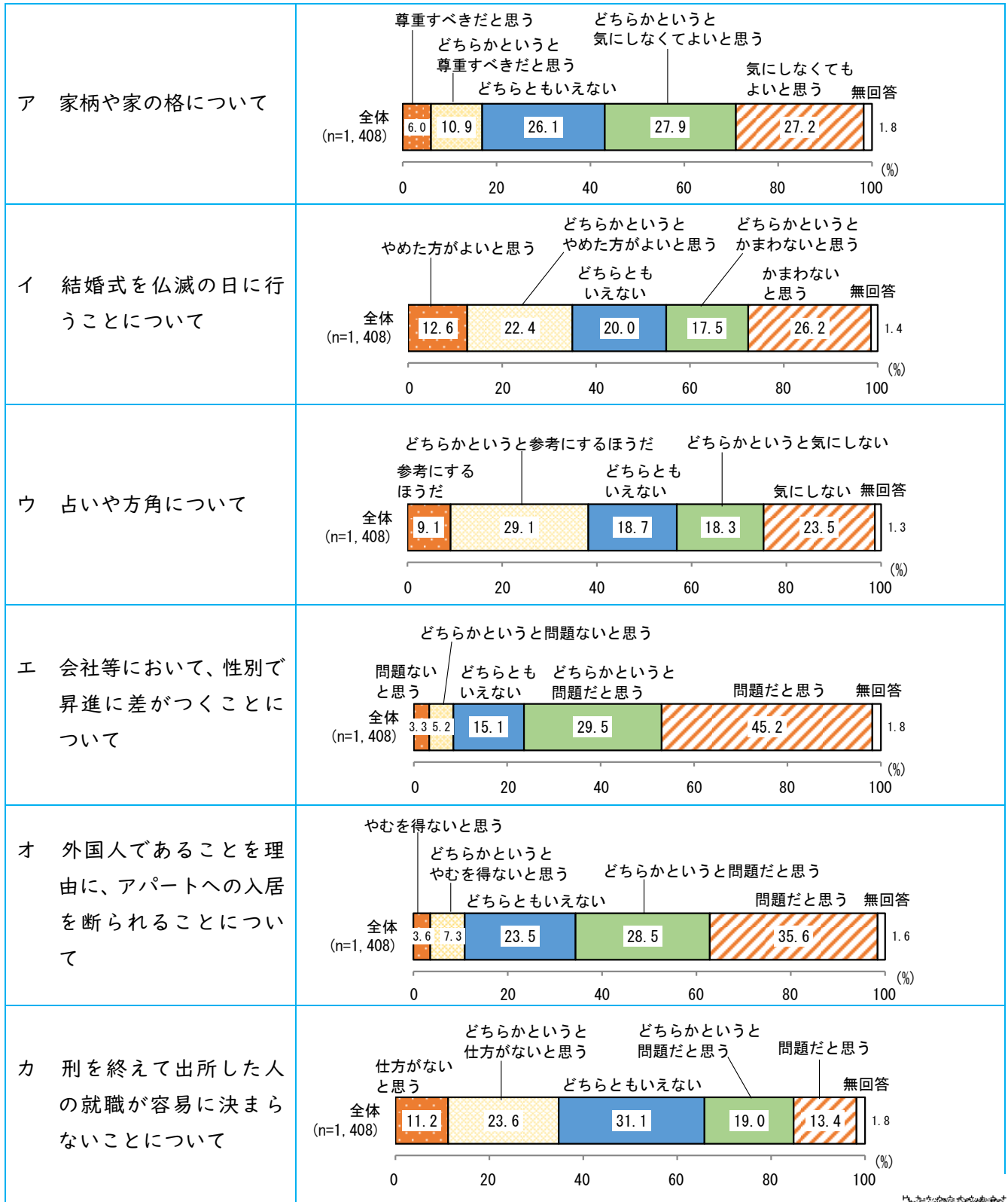
居住地域



3 調査結果

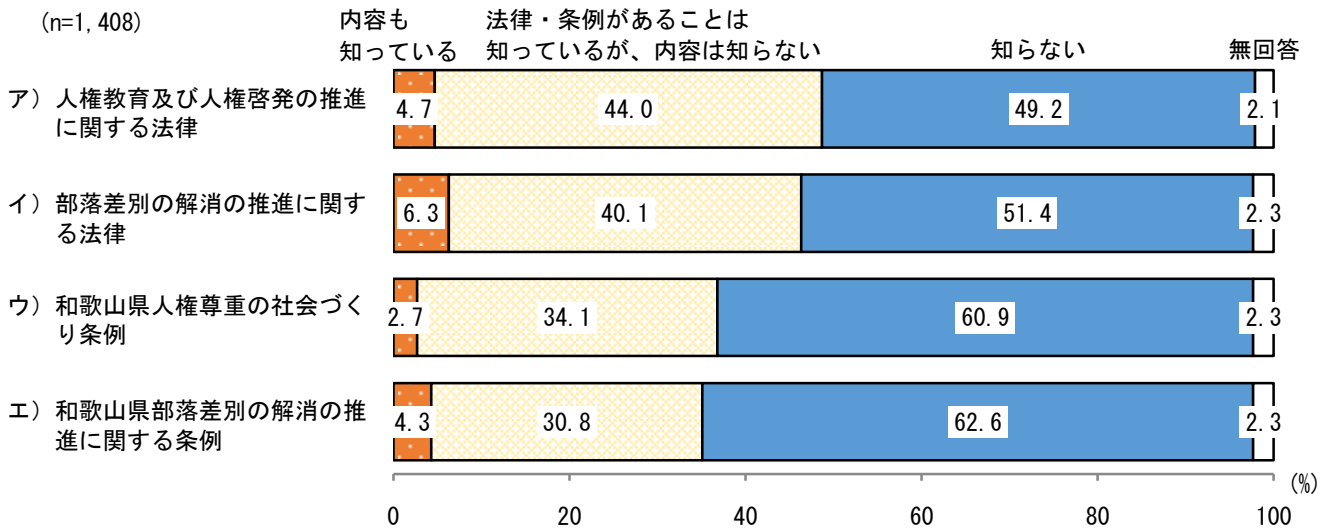
1 伝統や慣習、人権侵害に関わる事柄に対する考え

問1 次のア～カの各設問について、あなたはどのようにお考えですか。(〇はそれぞれひとつ)



2 法律や条例の認知状況

問2 あなたは、次の法律や条例を知っていますか。ア～エすべてについてお答えください。
(○はそれぞれひとつ)



『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』の概要 (公布・施行:令和2年3月24日) (改正:令和2年12月24日)

和歌山県は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指しています。

なぜ、条例を制定したの?

和歌山県では、これまで様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせたり、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みをしたりするなどの部落差別が発生しています。このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指して、条例を制定しました。

部落差別をなくそう!



県はどのような取組をするの?

■国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、部落差別の解消のための施策を行います。

<部落差別の解消のための施策>

- すべての人に部落差別に関しての理解と認識を深めていただくため、教育及び啓発を実施します。
- 部落差別に関する相談に対応します。また、部落差別に関する相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。
- 市町村と連携して、部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。
- 部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。

なるほど!

■部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。



条例の主な内容は?

■基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはけません。
- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

~~誹謗中傷
落書き
身元の調査~~

■部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別を行ってはけません。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってはけません。
- 個人を誹謗中傷する発言や落書きその他あらゆる行為による部落差別を行ってはけません。



■県、県民、事業者の責務を規定

- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別のない社会を実現するために定めました。

■特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

- プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除いただくことを求めています。

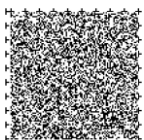
県民や事業者に求められることは?

■人権尊重の社会づくりの担い手として、部落差別の解消の推進に協力してください。

<県民・事業者の方へ>

- 県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組むようお願いします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などを行うようお願いします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に参加をお願いします。

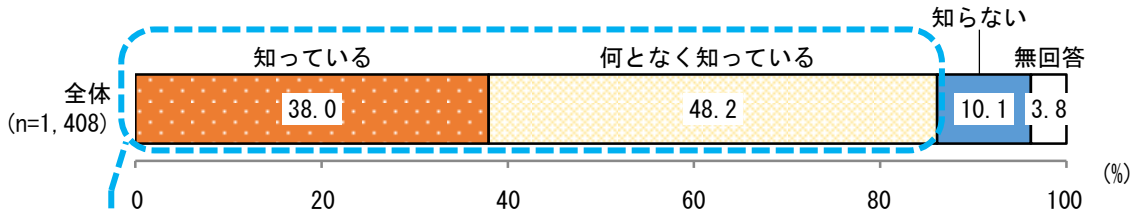
協力します!



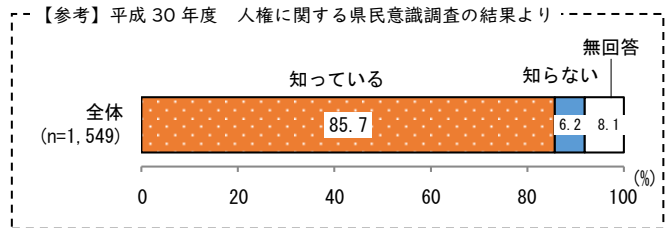
『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』の全文は、13・14 ページに掲載しています。

3 同和問題の認知状況等

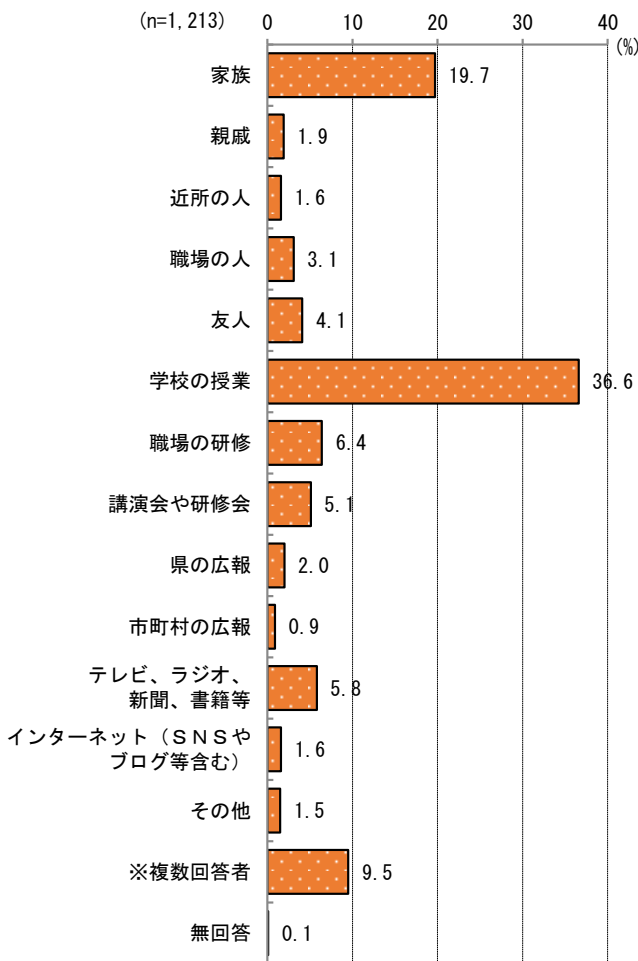
問3 あなたは、同和問題（部落差別）といわれるものがどういうものか知っていますか。（〇はひとつ）



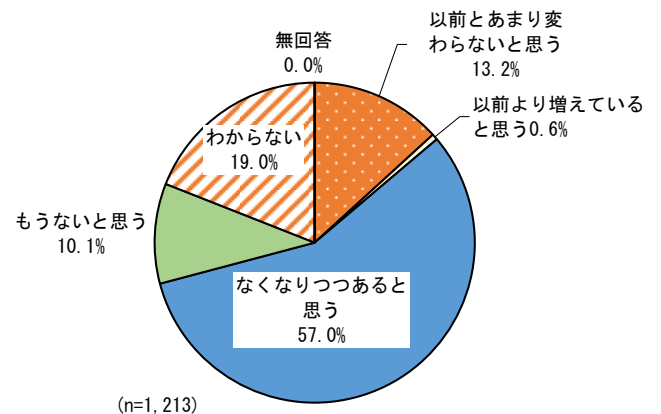
同和問題（部落差別）を知っている
86.2% (1,213人)



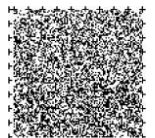
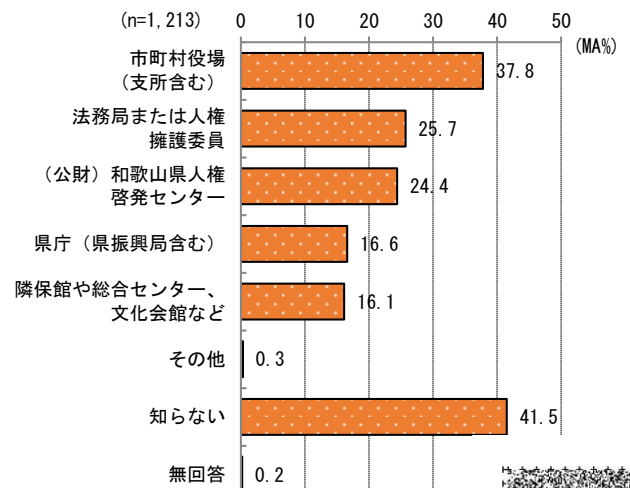
問4 同和問題（部落差別）について、誰からもしくは何からお知りになりましたか。最も記憶に残っているものをひとつお選びください。



問5 あなたは、部落差別の現状についてどう思いますか。（〇はひとつ）



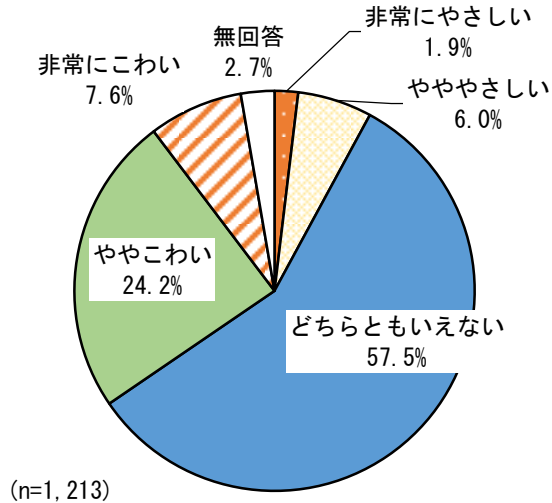
問6 部落差別を受けた人が相談する窓口として、あなたが知っているものはどれですか。（〇はいくつでも）



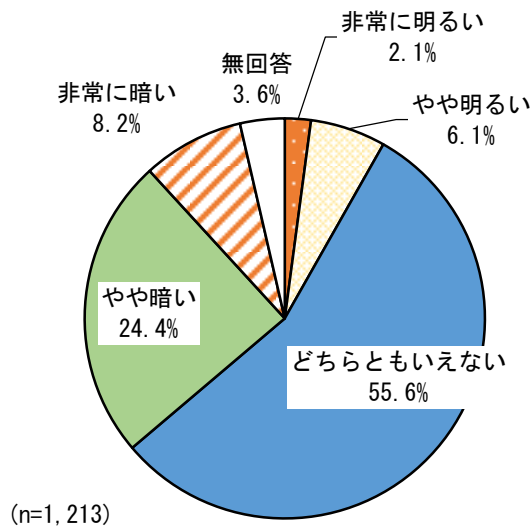
4 「同和地区」という言葉を聞いたときのイメージ

問7 あなたが、「同和地区」という言葉を聞いたときのイメージはどのようなものですか。「同和地区」には、「やさしい」「明るい」というイメージがある一方、「こわい」「暗い」といったイメージで語られることもあります。あなたの感じやイメージに近い番号をお選びください。
(○はそれぞれひとつ)

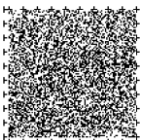
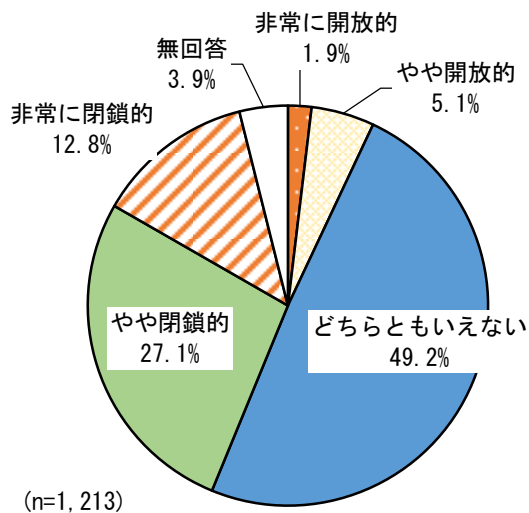
①やさしいーこわい



②明るいー暗い

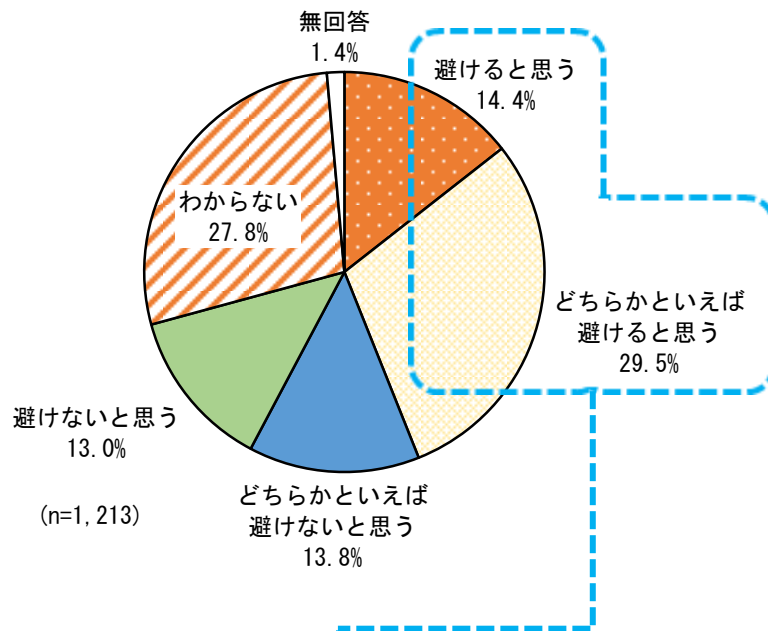


③開放的ー閉鎖的



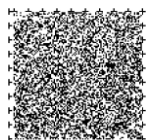
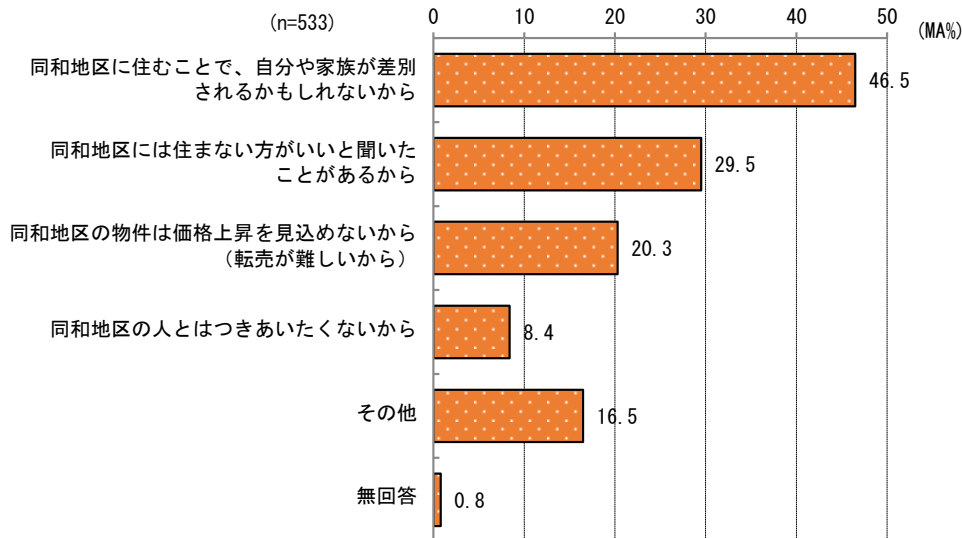
5 同和地区にある物件に対する忌避意識

問8 引っ越しなどにあたって、新たに住まいを選ぶ際に、物件が同和地区にある場合、あなたはどうされますか。(〇はひとつ)



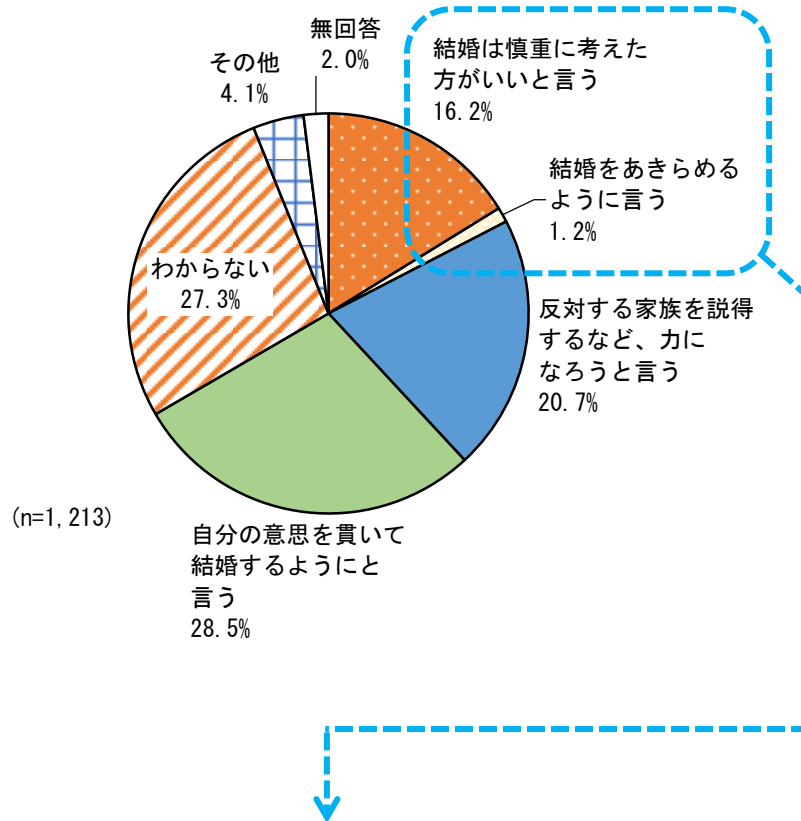
避けると思う
43.9% (533人)

問8-1 それはなぜですか。(〇はいくつでも)

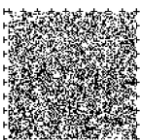
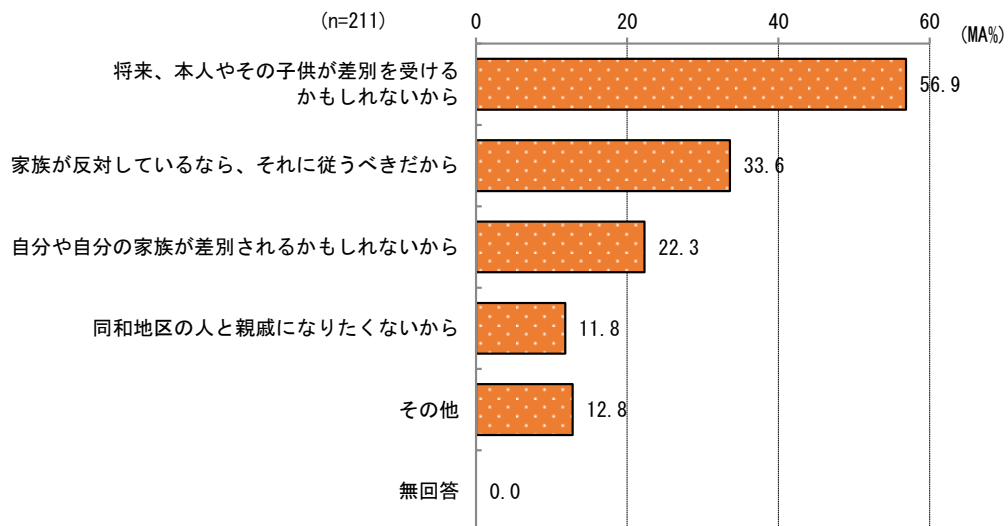


6 同和地区の人との結婚に家族から反対されている親類に相談を受けた場合の態度

問9 あなたの親類が結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、そのことを理由に家族から結婚を反対されているとします。そのことについて相談を受けた場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。(○はひとつ)

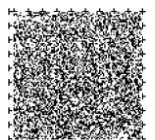
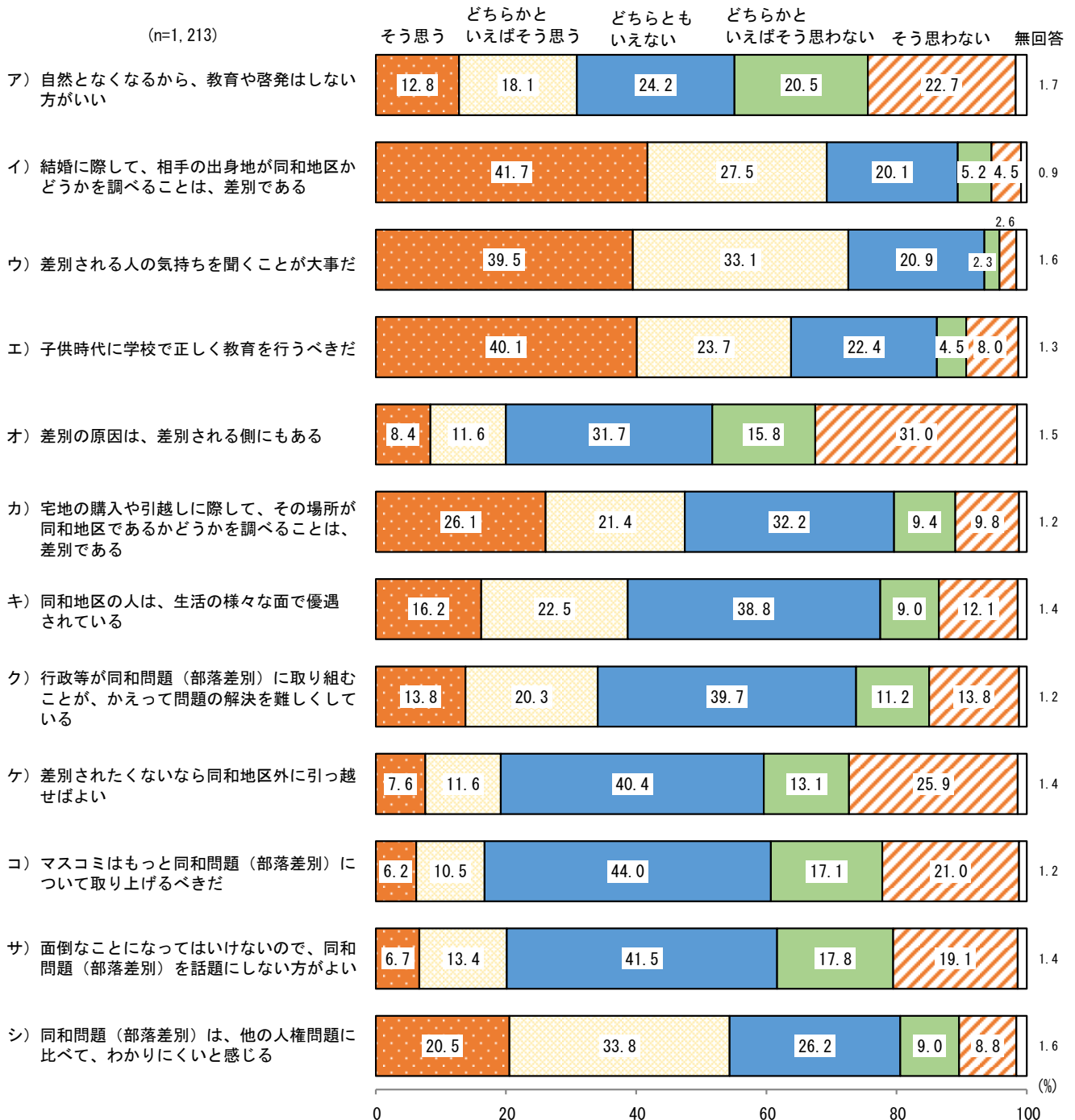


問9-1 それはなぜですか。(○はいくつでも)



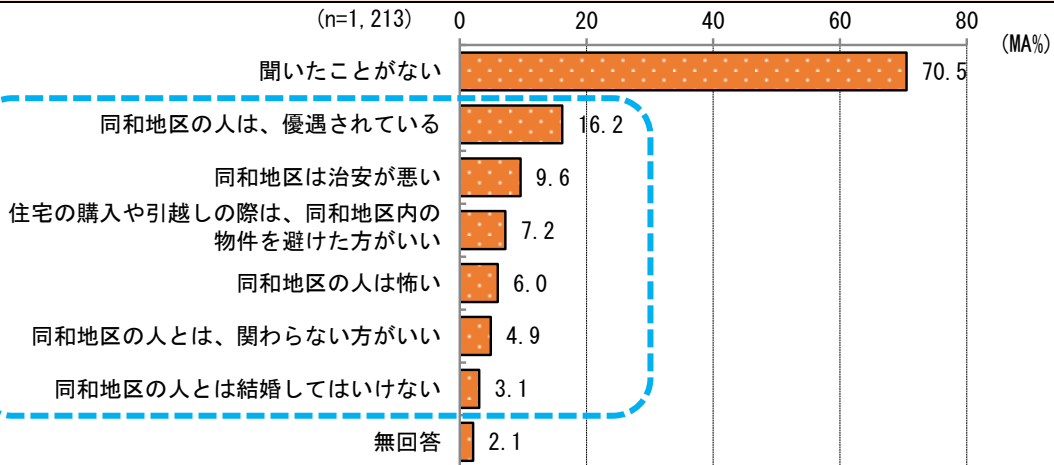
7 同和問題に関する意見や考え方

問10 あなたは、同和問題（部落差別）に関する次のような意見や考え方について、どう思いますか。あなたの意見に近いものを選んでください。（○はそれぞれひとつ）

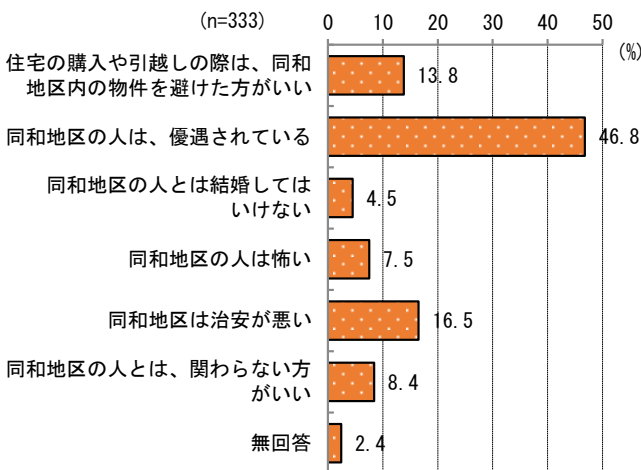


8 この5年間で直接聞いたことがある同和問題（部落差別）に関する発言

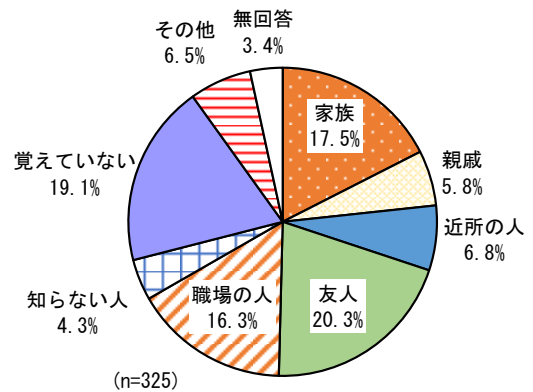
問11 あなたは、この5年間くらいの中に、同和問題（部落差別）に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか。（○はいいくつでも）
 ※SNSやブログ等を含むインターネット上の書き込みは除いてください。



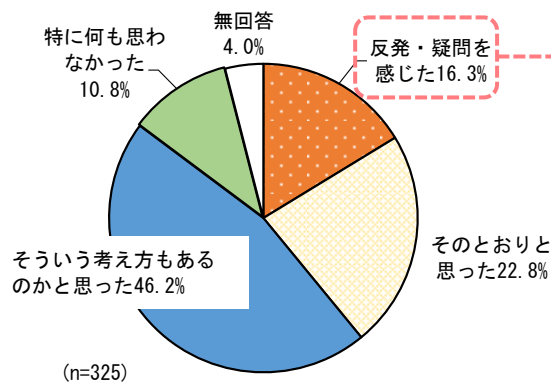
問11-1 ひとつだけ○をされた方は、同じものを選んでください。いくつか○をされた方は、最も印象に残っているものを選んでください。（○はひとつ）



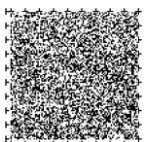
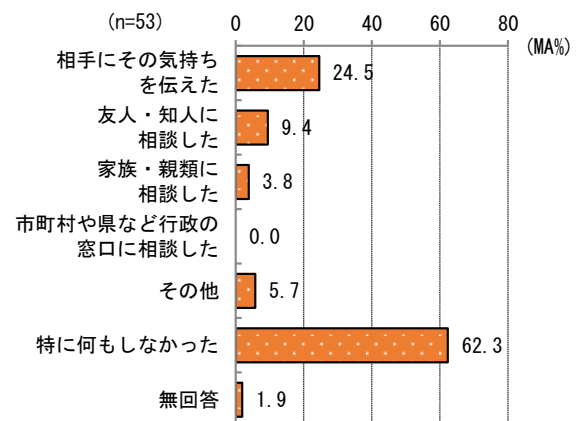
問11-2 それは誰から聞きましたか。（○はひとつ）



問11-3 それを聞いたとき、どう感じましたか。（○はひとつ）

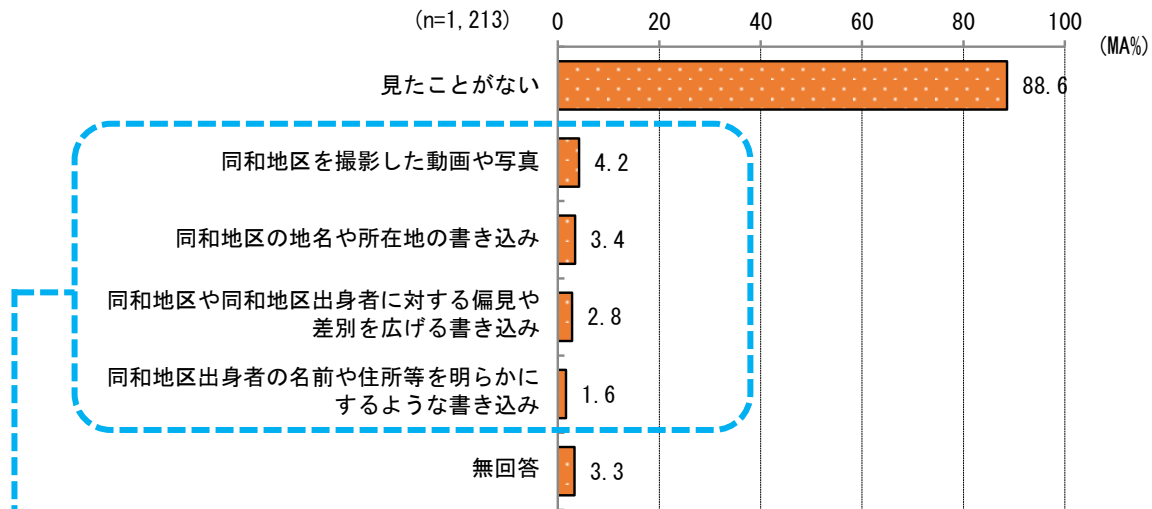


問11-4 反発・疑問を感じて、どうされましたか。（○はいいくつでも）

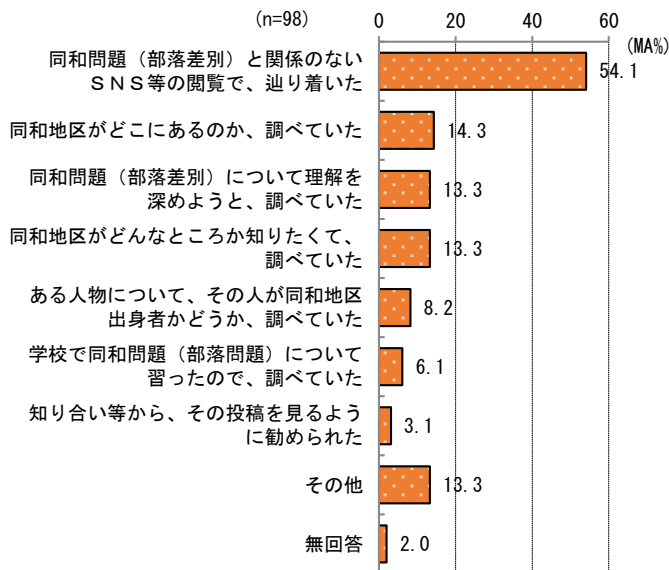


9 この5年間にインターネット上で見たことがある同和問題（部落差別）の内容

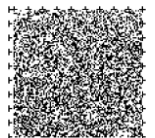
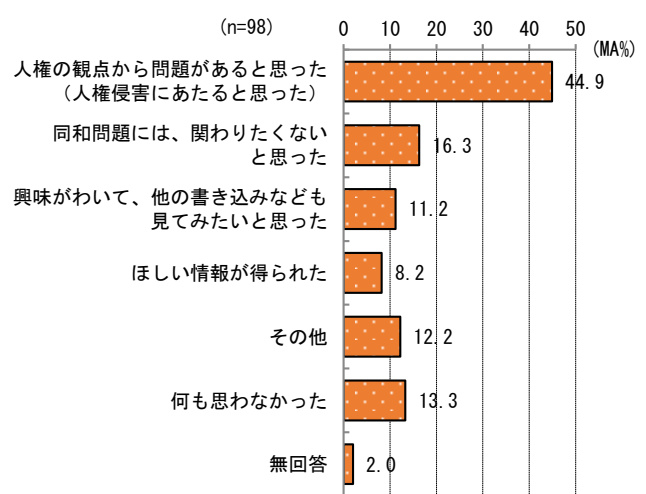
問12 あなたは、この5年間くらいの中に、SNSやブログ等を含むインターネット上で、次のような内容を見たことがありますか。（○はいいくつでも）



問12-1 それ（それら）を見たきっかけは何ですか。（○はいいくつでも）

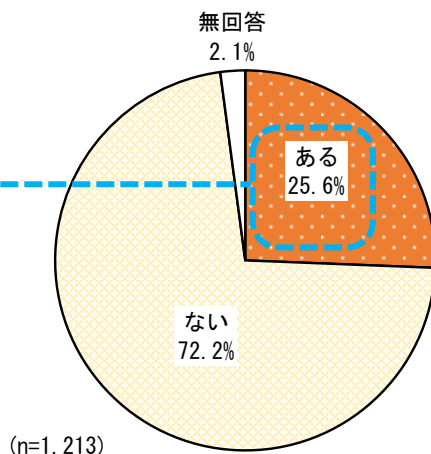


問12-2 それ（それら）を見てどう思いましたか。（○はいいくつでも）

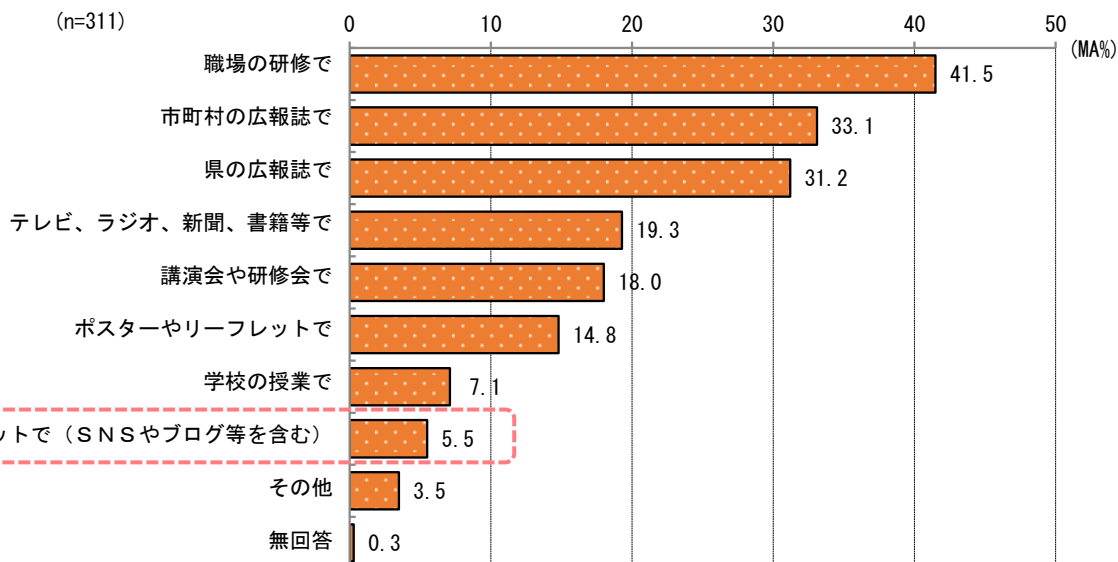


10 この5年間に同和問題（部落差別）に関する教育や啓発の情報に接した経験

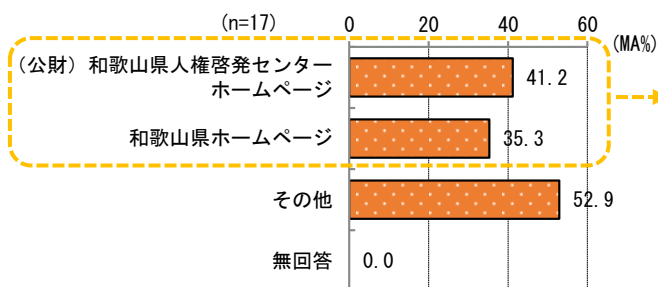
問13 あなたは、この5年間くらいの中に、同和問題（部落差別）に関する教育や啓発の情報に接したことがありますか。（○はひとつ）



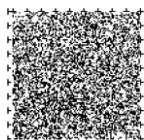
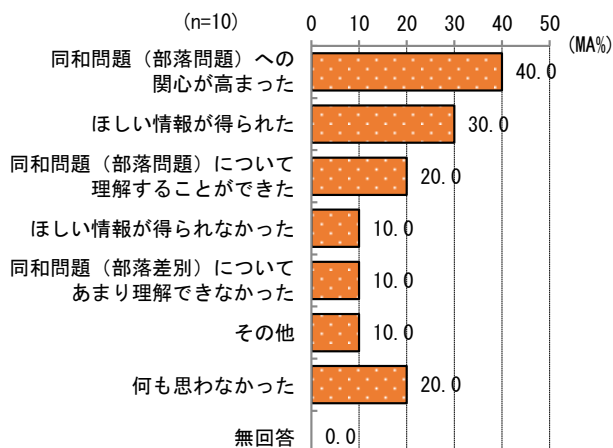
問13-1 それはどのような場面でしたか。（○はいくつでも）



問13-2 それはどのようなものでしたか。見たことがあるものを選んでください。（○はいくつでも）

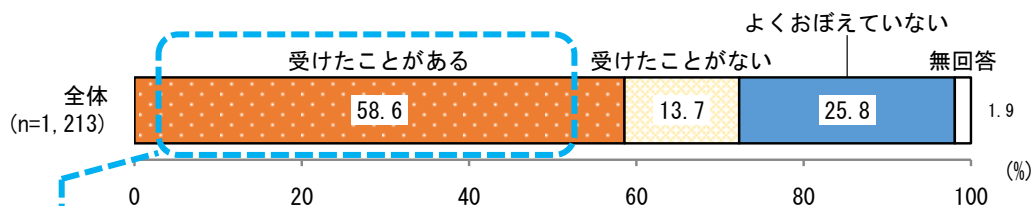


問13-3 それを見てどう思いましたか。（○はいくつでも）

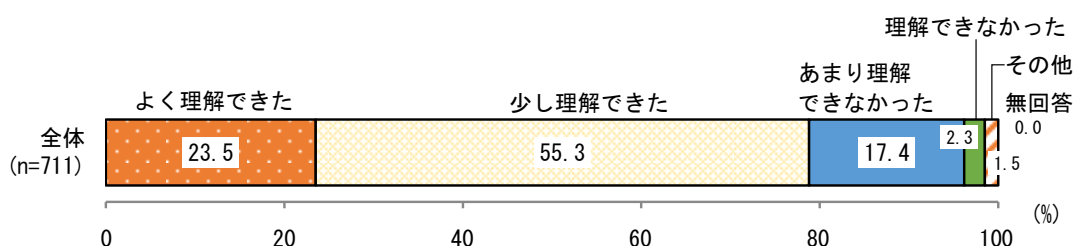


11 同和問題（部落差別）に関する教育を受けた経験

問14 あなたは、小学校から高校のあいだに同和問題（部落差別）に関する教育を受けたことがありますか。（○はひとつ）

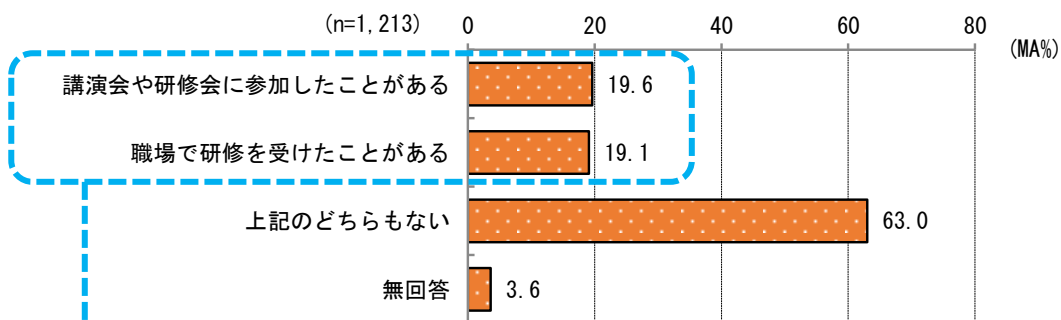


問14-1 同和問題（部落差別）に関する教育を受けて、理解できましたか。

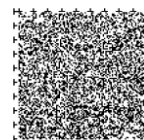
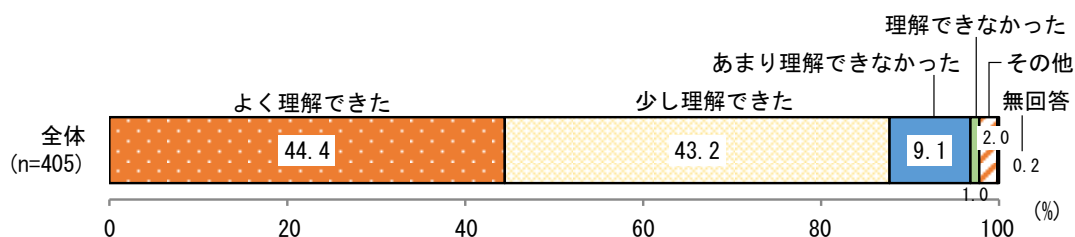


12 同和問題（部落差別）に関する講演会や研修会等を受けた経験

問15 あなたは、これまでに同和問題（部落差別）に関する講演会や研修会に参加したり、職場で研修を受けたりしたことがありますか。（○はいくつでも）



問15-1 同和問題（部落差別）に関する講演会や研修会に参加したり、職場で研修を受けたりして、理解できましたか。（○はひとつ）



4 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

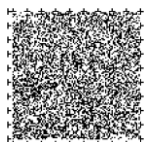
第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。



3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

（部落差別への取組）

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

（教育及び啓発）

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（相談体制の充実）

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

（部落差別の実態把握）

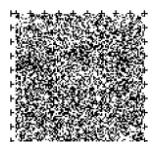
第11条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附則（令和2年3月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和2年12月24日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。



5 和歌山県内の人権全般・部落差別に関する相談窓口

名 称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン【(公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
和歌山県企画部人権局人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号*	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。

※一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。

常 設 相 談 所

- ・和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- ・和歌山地方法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- ・和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- ・和歌山地方法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- ・和歌山地方法務局新宮支局 ☎0735-22-2757



※上記のいずれの機関も、祝日及び年末年始は除きます。

同和問題（部落差別）に関する県民意識調査結果の概要

令和5年3月

発 行 和歌山県企画部人権局人権政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

電話(073)441-2560 FAX(073)433-4540

